

普通認定申請に係る確認書 (出生の場合は提出不要)

1. 組合員番号/氏名 (/)
2. 認定を希望する被扶養者氏名・生年月日・年齢 (/ / 歳)
3. 組合員からみた被扶養者の続柄 ()
4. 同居区分 (同居 ・ 別居)
5. 被扶養者の住民票住所 ()
6. 被扶養者の現住所(居住地) ()
7. 今回普通認定の要件を備え、被扶養者認定申請をする理由 (提出書類に✓ 複数選択可)

- 離職 収入の減少 転入による組合員資格取得 (前日まで被扶養者であった者のみ)
 新採用等による組合員資格取得 (前日まで被扶養者であった者のみ)
 婚姻 扶養替え その他(30日以上前から要件を備えていた等)

8. 被扶養者認定申請前までの健康保険制度加入状況

- 協会けんぽ 地方職員共済組合 市町村職員共済組合 文科省共済組合
 公立学校共済組合山梨支部 公立学校共済組合 (支部)
 国民健康保険 他 ()

被保険者本人 . . . (国民健康保険に加入していた場合は被保険者本人になるのでこちらにチェック)

被扶養者になっていた

⇒誰の被扶養者ですか? 氏名

左の者について、

組合員から見た続柄 ()

9. 認定に係る被扶養者の確認事項

- (1) 収入はありますか? はい いいえ
 ▶ 収入を確認し限度額内でしたか? はい いいえ (認定不可)
- (2) 別居のため送金をしていますか? (同居・配偶者・子は記入不要) はい いいえ (認定不可)
 (必要送金額は、全収入(送金額も含む)の1/3以上)
- (3) 夫婦共同扶養ですか? はい いいえ (理由:)
 収入比較で、組合員の収入÷配偶者の収入≧9割でしたか? はい いいえ (認定不可)

10. 被扶養者認定の**事実発生日を確認する**ための書類 (提出書類に✓) (すべて写を提出のこと)

- 戸籍謄本(抄本)又は住民票 離職票又は退職日がわかる書類 喪失証明書
 雇用保険受給資格者証(表・裏) その他 ()

11. H30.1.1以降、公立共済に初めて登録する場合は以下を提出 (MN=マイナンバー)

- MNカード(裏面)の写 MN入り住民票の写 その他MNのわかる資料
 ※外国籍の方はこちらを提出 ()

12. 20歳以上60歳未満の配偶者を認定する場合は以下を提出

- 国民年金第3号被保険者関係届 年金手帳の写

上記のとおりで間違いありません。

年 月 日

所属機関名

事務担当者氏名

① 身分関係を確認しています

普通認定申請に係る確認書

記入例

1. 組合員番号／氏名 (**0123456** / **共済 花子**)
2. 認定を希望する被扶養者氏名・生年月日・年齢 (**共済 太郎** / **H.O.O.O** / **21**歳)
3. 組合員からみた被扶養者の続柄 (**長男**)
4. 同居区分 (**同居** ・ 別居)
5. 被扶養者の住民票住所 (**甲府市丸の内1-6-1**)
6. 被扶養者の現住所(居住地) (**同上**)
7. 今回普通認定の要件を備え、被扶養者認定申請をする理由 (提出書類に 複数選択可)

② 国内居住要件を確認しています

- 離職 収入の減少 転入による組合員資格取得 (前日まで被扶養者であった者のみ)
 新採用等による組合員資格取得 (前日まで被扶養者であった者のみ)
 婚姻 扶養替え その他(30日以上前から要件を備えていた等)

8. 被扶養者認定申請前までの健康保険制度加入状況

- 協会けんぽ 地方職員共済組合 市町村職員共済組合 文科省共済組合
 公立学校共済組合山梨支部 公立学校共済組合 (支部)
 国民健康保険 他 ()

- 被保険者本人 …… (国民健康保険に加入していた場合は被保険者本人になるのでこちらにチェック)
 被扶養者になっていた
⇒ 誰の被扶養者ですか? 氏名

左の者について、
組合員から見た続柄 ()

上段のどの健康保険に加入していても、状況把握のために、こちらの記載が必要です。

9. 認定に係る被扶養者の確認事項

- (1) 収入はありますか? はい いいえ
↳ 収入を確認し限度額内でしたか? はい いいえ (認定不可)
- (2) 別居のため送金をしていますか? (配偶者・子・同居は記入不要) はい いいえ (認定不可)
(必要送金額は、全収入(送金額も含む)の1/3以上)
- (3) 夫婦共同扶養ですか? はい いいえ(理由: **世帯主 / 配偶者なし等**)
収入比較で、組合員の収入÷配偶者の収入≧9割でしたか? はい いいえ (認定不可)

③ 生計維持関係を確認しています

世帯主の場合 → いいえ (世帯主) と記入

認定の事例参照 (福利厚生システム各種設定→申請様式のダウンロード→①組合員証関係→被扶養者認定申請をする組合へ配布→組合員へ配布②)

10. 被扶養者認定の事実発生日を確認するための書類 (提出書類に) (すべて写を提出のこと)

- 戸籍謄本(抄本)又は住民票 離職票又は退職日がわかる書類 喪失証明書
 雇用保険受給資格者証(表・裏) その他 (収入減少がわかる書類)

11. H30.1.1以降、公立共済に初めて登録する場合は以下を提出 (MN入り住民票の写) (※外国籍の方はこちらを提出)
 MN入り住民票の写 MN入り住民票の写 MN入り住民票の写

組合員の資格取得日の前日まで被扶養者であった者は、10 事実発生日を確認する書類の提出は不要です。

12. ④ 書類の提出を受け、認定日を確認します。 以下を提出
事実発生日を確認する書類以外の扶養手当で付けた書類の写しは不要です。 年金手帳の写

上記 月 日 所属機関名
事務担当者氏名